

平成26年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年6月10日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月10日午前9時6分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎                      2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み                      6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生                      8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      10 番 下 中 一 郎</p> <p>11 番 繁 田 智 子                      12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      山 中 淳 史</p> <p>教 育 長                      森 井 惠 治</p> <p>会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長）                      大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長）                      今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長）                      植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長）                      西 本 勉</p> <p>税 務 課 長                      経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長                      城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長                      上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長                      塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      島 野 千 洋</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹                      田 中 裕 美</p> <p>主 任                      竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて （平成26年度平群町住宅新築資金等貸付 事業特別会計補正予算（第1号）について）</p> <p>議案第 2 5 号 平群町税条例の一部を改正する条例につい て</p>

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第26号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第27号 平成26年度平群町一般会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第28号 平群町公共下水道6号幹線2工区工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第29号 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス（東側）工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第30号 平群東小学校大規模改修工事の変更請負契約の締結について</p> <p>同意第2号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>10番 下中一郎 11番 繁田智子</p>

平成 26 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 26 年 6 月 10 日 (火)  
午 前 9 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 承認第 3 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 5  | 議案第 25 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 6  | 議案第 26 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<br>について                                     |
| 日程第 7  | 議案第 27 号 | 平成 26 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号)<br>について                                |
| 日程第 8  | 議案第 28 号 | 平群町公共下水道 6 号幹線 2 工区工事の請負契約<br>の締結について                              |
| 日程第 9  | 議案第 29 号 | 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス<br>(東側) 工事の請負契約の締結について                      |
| 日程第 10 | 議案第 30 号 | 平群東小学校大規模改修工事の変更請負契約の締<br>結について                                    |
| 日程第 11 | 同意第 2 号  | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについ<br>て  |
| 日程第 12 | 諮問第 1 号  | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める<br>ことについて                                   |

開 会 (午前 9時06分)

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成26年第3回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

梅雨入りを迎え、山のぼっけの平群でもあちらこちらで田植えが始まるころとなり、のどかな田園風景が見られる季節となってまいりました。

さて、先月末の平成25年度出納閉鎖の結果、平成25年度の一般会計は、実質収支で1億3,950万6,000円、実質単年度収支で2,126万2,000円の黒字決算となりました。また、普通会計では、住宅新築資金において収支改善が図られたことから、実質収支は1億2,919万5,000円で、実質単年度収支は3,459万1,000円の黒字となりました。

御承知のとおり、平成25年度当初予算は3億4,624万7,000円の未確定財源と8,032万7,000円の土地売り払い収入を合わせて、合計4億2,657万4,000円という大変大きな財源不足を含んだスタートでありました。詳細の分析は次の9月議会で御報告いたしますが、最終的に黒字を確保できましたのは、私といたしましては、固定資産税の超過税率や議員歳費、職員給与のカットのおかげであると、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。今後とも、さらなる歳入の確保と経費の節減等により、自立的な財政基盤の確立に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、なお一層の御理解・御協力をお願い申し上げます。

さて、5月の臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月11日の日曜には、道の駅くまがしステーションにおいて、高知県須崎市の特産品の即売会として、須崎市(すさきいち)が開催されました。当日は天候にも恵まれ、会場では須崎市の楠瀬耕作市長みずから名物のカツオのたたき、鍋焼きラーメンの販売を行いました。ことしはカツオの水揚げが非常に少なく、品不足の中、100節のカツオのたたきを用意いただき、大盛況の中、完売しました。また、多くの町民の方や近隣の生駒市長、三郷町長を初め、議会関係の方の御来場もいただき、大変なにぎわいでありました。

5月28日には、奈良県産いちご、古都華の産地の御縁で、古都華の消費や

流通経路、生産量の拡大に向けた取り組みとして、奈良市と古都華広域連携協定を締結しました。古都華は、平群ブランド認定第1弾の特産品であり、生産量においても県内1位であります。今後、より一層の発展を考えると、県と36万の奈良市との連携は大きな力になるものと考えます。奈良市とは互いに協力し、古都華を奈良県が誇る農産物として確立し、いちごといえば古都華、古都華といえば奈良、平群と言われるような産地づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

本定例会では、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件、平成26年度一般会計補正予算が1件、工事請負契約の議決が3件、人事案件が2件の合計9件の審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げます。招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により10番、下中君、11番、繁田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月20日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。はい、局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月10日（火） 本会議（初日） 午前9時より  
一般質問の通告締め切り、10日午後5時ということで取り扱いをいたしたいと思います。

6月11日（水） 空いてございます。

6月12日（木） 空いてございます。

6月13日（金） 空いてございます。

6月14日（土） 休会でございます。

6月15日（日） 休会でございます。

6月16日（月） 空いてございます。

6月17日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月18日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月19日（木） 空いてございます。

6月20日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月28日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

去る5月28日午後4時より、第3回定例会の運営についてを協議する議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、きょうから始まります定例会の会期、日程及び議案の内容について協議を行い、内定をいたしました。以上です。

○議長

はい、ありがとう。

5月19日、6月5日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会は、5月19日午後2時から、この日はですね、国民健康保

険税の税率改正について、また清掃センター仮置き焼却灰に係る環境対策について当局から説明を受け、協議いたしました。

また、6月5日の午後1時半からは、現在建設中の幼保一体化施設開設に伴う進捗状況についてということで、現状の段階での報告内容を聞き、協議いたしました。

以上です。

○議長

5月29日開催しました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

去る5月29日木曜日午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。案件については、総合スポーツセンター防災拠点施設整備事業基本計画についてであります。理事者側より説明を受け、協議を行いました。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

6月5日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長。

○公共交通対策特別委員長（植田いずみ）

去る6月5日木曜日、公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件につきましては、地域公共交通会議の報告について、またコミュニティバスの運行状況について、この2件について報告を受けました。

以上です。

○議長

次に、繰越明許費繰越計算書について、平成25年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

マイクふぐあいのため、9時30分まで休憩します。

（ブー）

休 憩 （午前 9時14分）

再 開 （午前 9時30分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

議運委員長より発言を求められていますので、許可いたします。

○議会運営委員長（山田仁樹）

議会運営委員会で内定をしておりますインターネット中継について、少し触れております。

インターネット中継については、6月、本定例会で試験的に撮影を行いました。9月議会より本格的に配信をしたいということで内定をしておりますが、そのために、機械を新たに設置しております。それによるマイクのふぐあいが先ほど発生したということで、重ねて報告をしておきます。

以上です。

○議長

続きまして、平成25年度平群町水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成25年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

次に、公益財団法人平群町地域振興センターの経営状況の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

地域振興センターの事業報告

○議長

次に、予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成26年度の予備費充用につきまして、1件御報告させていただきます。

平成26年6月6日付で、ウォーターパークの緊急補修のため、教育費、保健体育総務費の修繕料に100万円を予備費から充用させていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別  
会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

いま、課長のほうから詳しい説明あったんですが、この会計がですね、赤字になって7年ぐらいになると思うんですが、一番ピークで平成21年度に3,280万ほどの赤字ということで、それから減ったり増えたりしながら、今回、1,000万ちょっとまで、相当減ってるんですね。いま、課長からちょっと説明あったように、競売物件が売れたり、それから国からの補填があったりということなんですが、前からこの議案が出るたびに聞いてますけど、常に最終的にどうなるのかというのが一番気になる場所ですけども、昨年聞いたときも、もう8割方の人が返済を終わっていると。そういう意味で言えば、最終年までにきちんと会計としては、平群町のほうの一般会計からですね、補填することなくやっていけるだろうという答弁、この間、いただいています。

そこでですね、今回、いま、減った理由は若干聞いたんですが、詳しくはまた9月議会で決算委員会ということになるんですがね、それとは別に、いまの段階、要するに3月31日の25年度の年度末時点でのですね、21億円借りてどれぐらい減ったのか。あとどれぐらい残っててですね、滞納も一時は1億数千万あったわけですけども、それも多分減っているんだろうというふうに思いますので、その辺の説明だけしていただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、いま現在ですね、償還状況の説明ということで説明をさせていただきます。

当初貸付計画、これは宅地取得資金、それから住宅新築資金、それから改修資金もございますので、それを合わせまして、元金で報告させていただきます。

元金が21億425万円になります。そのうちですね、償還済み累計額が19億4,312万4,536円、あとどれぐらいの返済が残ってるかといいますと、1億6,112万5,464円。そのうちですね、滞納額が9,231万360円というふうになってございます。貸し付け人数でございますが、208人、すみません、貸し付け件数で申し上げます。これは、改修資金は別といたしまして、宅地取得資金、いま現在返済されている住宅新築資金が368件あります。返済件数が285件、残りがですね、83件というふうに御報告させていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

日程第5 議案第25号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第25号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

法人住民税の税率改正でございますが、いろいろ書かれてるんですけども、平群町に対する影響は、この分はないんでしょうかね。その辺だけ確認させてください。

○議 長

税務課長。

○税務課長

申しわけございません。平群町にとっての影響でございますが、私どもで試算しておりますのは、平成26年度、今年度についてはほとんど影響はございません。27年度から影響があるわけでございますが、現在、平群町では、法人が227法人の申告がございまして、10月1日以後からいわゆる事業年度が開始する法人になりますので、年度が1年間来て2カ月過ぎて、そこで申告というふうになりますので、年度が若干法人によっては、平群町の年度決算と差異がございまして、その分もあわせてですね、平成27年度の影響額といたしましては515万7,216円、これは平成25年度の調定ベースで試算をしております。

それから、28年度の影響額でございますが、684万6,455円という影響があるというふうに見込んでおります。

○議 長

森田君。

○4 番

いまの話で、影響額のことですけども、歳入減になるというふうに判断していいんでしょうか。増になるという判断なんですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

ちょっと説明不足で申しわけございません。税率を引き下げるものでございますが、歳入減になります。

○議 長

森田君。

○4 番

わかりました。その間は、交付税の直接繰り入れというのがあるというふうに書かれていますので、別のものが入ってくると思うんですけども、その次

にですね、軽自動車税の税率でございますが、平群町民の方が、多くの方が直接影響を受ける分でございますが、これを実施した場合ですね、どれぐらいの町の歳入増、逆に言えば住民負担になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

町の軽自動車税の、これは増収になるわけでございますが、まずですね、平成27年度課税から影響が出てきます。平成27年につきましては、原動機付自転車が259万9,000円、それから二輪車で23万7,600円、それから小型特殊で2万9,600円、二輪の小型特殊で37万4,000円、これを合わせますとですね、平成27年度の課税分の影響額が320万200円の増収になるというふうに試算しております。これは、いま現在のいわゆる保有台数から試算しておりますので、これから自動車の台数については変動はございますが、いま現在の平群町が課税している台数から試算しておりますので、御理解いただきたいと思います。これは、ことしの予算ベースから見た増収であります。

それから、28年度に係る影響額でございますが、軽四輪が28年度から増収になってきます。四輪車の新規登録、これは乗用車で115万2,000円の増収、貨物車で約6万円、台数が少なくございますので。それを合わせますと、121万2,000円の増収であります。それから、重課税率分が28年度からかかってきます。これは、平成15年3月31日以前の登録になった軽自動車は、平成28年度から重課の税率に改正されるということになりますので、これはですね、乗用車で129万9,600円、貨物車の営業で4,500円、それから自家用車で47万2,000円、合わせまして177万6,000円の重課税率分の影響額でございます。ここの数字は、いま現在、平成15年3月31日、相当古い登録でございますので、紙を1枚1枚めくって調べたというところでもございませぬが、いまわかる範囲でどれぐらいの台数があるだろうということで、台数については、自家用車が228台、貨物の営業で3台、貨物の自家用で236台あるというふうに認識しております。これにつきましては、いま現在、全国でですね、13年以前の新規登録の把握についてはですね、陸事の軽四協会との連携をもちましてですね、いわゆるシステム化、コンピューター化を図ってですね、それをデータ化によって課税をやっていくというふうになってございますので、その作業にいま現在、進めているということでございます。

以上、合わせましてですね、27年度、28年度の影響額でございますが、

というふうになります。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

まだ先のことでですね、住民負担になりますので、やはり国の法律が変わってこのようになったというふうに理解できるわけなんですけども、住民のほうに広報等で徹底していただきますようお願いだけしておきます。

○議 長

山口君。

○6 番

いま、若干議論あったんで、重ねて聞きますが、最初に法人税のほうなんですけどね、これ、払うほうは一緒なんですよね。払うほう、要するに納める法人側は一緒で、県や町に入ってくるのが減って、残り、国が吸い上げてですね、それを平準化するために自治体に配ると、こういう説明だったと思いますが、いま、森田議員の質問に対して、町の減る分はわかりますが、じゃあ増える金額ね。これは税務課じゃなくて、当然政策推進課になると思うんですが、交付税措置として国のほうからの説明は、この出た分が全て、減る分が全て、平群町の場合だったら、逆に国から交付税がその分増えるのかどうか、それが1点。

それともう一つは、法人税の払う側の仕組みですけれどもね、その払うほうは一緒なんだから、当然、どこに払うんですか。これ、もともとこれは全部国に払ってるやつが地方におりてきてたのか、ちょっとその辺も含めて説明いただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員からいま御質問いただきました前段の部分にお答えをさせていただきます。

このいま、税務課長のほうから説明ありました、今回の法人税の住民税化ということで、この分については、国のほうが国税化をして各市町村に交付税として配分するというふうな制度でございます。平群町の場合、幾らぐらい交付税として増額になるのかということでございますが、正直申し上げまして、交付税のことですので、ふたをあけてみないとという議論がまずあるのかなというふうには考えております。

ただ、あくまで非常に乱暴な試算でございますが、直近の交付税の国全体の

原資と、平群町へ入ってきた交付税の額というので推をするところでございますが、現在、国のほうの交付税の原資が約1兆9,000億円程度、25年度で平群町に入ってきた交付税が20億円強ということでございます。今回の法人税の国税化ということで、国が示しております財源というのは約6,000億というふうにお聞きをしております。これを単純に平群町に配分されるであろう従前の比率で割り戻しましたら、約7,000万円程度増える予想にはなるところでございますが、先ほど申しましたように、あくまでこれは交付税のことでございますので、当然、国の地財計画等々によりまして交付税の額というのも流動する部分がございますので、非常に不確定な要因が多いところではございますが、試算としてはその程度の試算ということで考えておるところでございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、この法人税が引き下げた部分、国税化して国が国税として事業者が納付するという制度でございますが、新たにですね、私どものほうではですね、理解してるのは、地方法人税という新たに項目を設けましてですね、国が、いわゆる税務署になると思いますが、いわゆる地方法人税として、県と市町村分を合わせて徴収するというふうになると思います。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

後の部分はそれで結構ですけど、さっきの減る分については、平群町は満額になる28年度でもう680万程度、700万。いま、交付税は7,000万、10倍になって返ってくるという、あくまで見込み、試算だから、そのとおりになるかどうか、交付税そのものがね、消費税上がったたりして、逆に増えるのか減るのかわからん部分もありますから、わかりませんが、一応形としてはそうなるんだということですね。それはわかりました。

それともう1点ですね、この地方法人税にかかわって、昨年度、地域の元気づくり事業費というのが総額3,000億円ほど、全国に交付されてるんですが、今年度、その500億円増額されたと、地域の元気創造事業費、これが一般行政経費に移されたと。これを原資に、さっき言った地方法人税、新たな国税、この原資をですね、だから法人税のものと一緒に地方法人税に充てられるというような話になってるんですが、この分についても当然平群町として増収

があるというふうに思うんですが、この議案とは直接関係しないんですが、この辺、いまわかってれば答えていただければと思ったんですが、わかってなかったら結構ですから、答えられないなら答えられないで結構ですけれども、その点どうでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、いまちょっとこの場で御答弁というのは御容赦いただきたいところでございます。

○議長

山口君。

○6番

そしたら、法人税についてはそれで結構ですが、あと軽四、それから自動二輪について。いま、平群町の増収の話があって、重課も含めれば600万ぐらいになるだろうと。ただ、来年、再来年と2年続けてということなんですけれどもね、これについてですね、数字はわかったんですが、増収額、この分でね、当然、こっちはまたさっきとは逆に、市町村の税収が増える分、これ交付税は当然減る対象になりますよね。ほかの税金と同じように、4分の3、75%についてカットされる、そういう位置づけでいいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

この税率改正につきましては、奈良県全体の税務課長会議でも説明があったわけですが、そこの交付税についてはですね、特にそういう説明はなかったというふうになります。この自動車税の改正につきましては、議論がいろいろありましてですね、もともとこれを改正するのは、いわゆる自動車の取得税が要するに引き下げられる、現在、普通車でしたら5%が3%になって、軽四でしたら3%がいま2%、取得税が引き下げられるという議論もございましたし、一方ではですね、普通車の1000ccクラスの自動車と、いわゆるいまの軽自動車というのはもうほとんど差異がない。逆に金額的にもですね、1000ccのクラスよりも高く軽四のほうが設定されるとか。軽四については、昭和59年以後、こういう税率改正も行われていないという観点からですね、いわゆる町民の足といいますか、そういった足がわりになってきた車が性能もよくなっているところからこういう税率改正が行われたというふうに認識

しているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

そんな議論したくないねんけど。別に軽四のほうが性能ええとか悪いとか、そんなことはいいんですけどね。

現実に普通車両がね、1300ccぐらいで大体税金が3万ちょっとになる、3万2,400円ぐらいになるんですね。それが7,200円だからということ、要するに燃費も含めてですよ、維持費が安くつくということで軽四を買う人が多いわけじゃないですか。平群町の場合なんか、原付についてもですね、50ccのバイク乗ってる人が非常に多いじゃないですか。それは、こういう田舎ですから、当然買い物とかその他、ちょっとした用事に行くのにですね、だから、大都市より地方のほうがですね、今度の税率改正というのは影響が大きいわけですよ。だからいろいろ意見があった。国は引きかえに、要するに、自動車取得税を下げると、こう言ってるわけですけど、それは10%に消費税上げるときでしょうというような話じゃないですか。

実施は来年以降だけれども、実質的にはもう先取りしてるわけでしょう。軽四については、来年4月1日、簡単に言えば購入から上げるということですけども、重課についてはそれに関係なく、それ以前から上げる。自動二輪、原付についてもですね、それも要するにいつ買ったか、これから買う車じゃなくて、要するに来年4月1日に持っていればですね、もう来年の課税は全部倍になるわけじゃないですか。だから、そこが問題なんであってね、最初何言ってたかわからんようになってしもたけど。だから、そういう法律だということを、だから、いま課長が言ったような話は僕は別だと思うんですが、それよりも、地方交付税がどう影響するのかわかだけね、答弁してもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

当然、通常 of 税収でございますので、一般的に申し上げまして、通常 of 基準財政収入額のほうに措置されるものやというふうに理解はしております。

○議 長

馬本君。

○12番

ちょっと課長、お聞きしますけどね、いま、取得税の話が出てたと思う。自動車取得税交付金というのが入ってくるわな。まだ25年度決算出てないけど

も、どのぐらいの予定になってるかということと、26年度予算。25年度の決算は大体で結構です。26年度の予算はどのぐらいあるか、それだけまず答弁して。

○議長

税務課長。

○税務課長

私のほうから御答弁させていただきます。自動車取得税の交付金でございますが、平成25年度で2,600万、それから本年度が1,000万というふうになってございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、ことしの4月1日から5%課税されてた自動車取得税が3%に改正されたと。将来、27年10月1日をもって消費税が10%に上がるタイミングで自動車取得税が廃止される予定とかいうふうになっているわけでございます。一般会計から見て、2,600万というお金は相当な、平群町にとっては財源でございます。まして26年度におきましても、税率が下がったために、1,000万の予算しか計上されておられない。将来はこれがなくなるわけでございます。全体から見て、やっぱり歳入というのは、一部、数百万は上がりますけども、平群町としては大変な財源減になるというふうに思いますねけど、全体で見て、この自動車、軽自動車の税金云々の話でございますが、車についてのことでございますので、自動車取得税交付金について、そのような認識で、課長よろしいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

取得税につきましては、先ほど山口議員もありましたように、消費税の関係も含めて、取得税がこのように改善されているということも一理あるというふうに思っておりますが、町といたしましては、歳入に係る財源がこんだけ減額されるということは認識をしております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

今回の町税条例改正についてはですね、国の地方税法の改正に伴うものということはよく承知しております。しかしですね、この法律そのものがですね、自動車業界の求めに応じたもので、自動車取得税引き下げの代替財源として、軽自動車を中心にですね、軽自動車の税率を引き上げると。消費税と同様に、庶民にとっては増税以外の何物でもない、このように考えています。

それというのも、日本国内の軽自動車の普及状況、新車販売台数のですね、4割が軽自動車ということになっています。特に、先ほども言いましたように、地方や都市近郊において普及してるというのが実態です。その背景には、長期にわたる所得の低迷、その中で、税を含めた自動車の維持費がですね、庶民にとって非常に重いものになっている、そういうことで、購入価格、それから維持費がともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっている、こういう実態があります。今回の軽自動車の増税でですね、平群町の住民は、先ほどの議論の中でも明らかなように、600万円以上の負担増を強いられる。消費税増税とあわせて、まさに二重の弱い者いじめと言わざるを得ないと考えています。

また、もう一つの法人税、法人住民税の法人税割の引き下げについてもですね、大都市偏重の自治体間の格差をなくす、このことには異論はありません。しかし、自治体間ですね、税収格差の是正というのは、本来、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきだというふうに考えます。今回の自治体間格差是正は、低所得者ほどですね、重い、消費税増税分を地方財政の主要財源に据えていこうとするものでありますので、その点からも認められない、こういう立場から、この平群町町税条例の一部改正案に対してはですね、反対をいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほどの説明が課長されたように、都市化と私たち、東京と奈良県、特に平群町、法人の少ない、倍ほどの格差を是正するためにですね、新しく地方法人税を国税化するという創設をされるわけでございます。それで、先ほど明らかになりましたけども、実質上10倍近い、実質はまだ予想でございますねけど、そのような予想もされる財源が入るわけでございます。

それともう一つ、先ほど自動車取得税交付金につきまして、これについては、

基本的に自動車、自家用自動車、軽自動車を除くわけでございますが、営業車並びに軽自動車、その点の税率も3%から2%に改正をされたとか、そういうことございまして、平群町の財源の厳しい財政状況におきまして、グローバル的に考えるならば、自動車取得税2,600万、交付金があったやつが1,000万というふうな26年度予算計上において、私は財源確保のために、まして国で決められたことございまして、国の法律を私は尊重したいなというふうに思います。よって、賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第25号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決されました。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時29分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

政策推進課長より発言を求められております。許可します。

○政策推進課長

貴重なお時間を頂戴いたしまして、まことに申しわけございません。

先ほど、税条例の条例改正の中で、山口議員のほうより、地域活性化債の、

いわゆる頑張る地域の交付金の平成26年度の交付額について御質問いただいたところでございます。直近の交付額の内示ということで、今年度につきましては、6,240万円の交付額があるということで確認はさせていただいております。これにつきましては、予定といたしまして、9月議会で財源等の補正を行いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

それでは

日程第6 議案第26号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第26号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

健康保険会計が非常に黒字にこの間なったということで、ことしも今回も引き下げということですね、4年連続になるわけですがけれども、そのこととですね、当然そのことともかかわって、5月31日出納閉鎖ですね、国保会計についても、細かいことは別にして、昨年度の決算というか、収支については出てるわけですから、実質収支、それから単年度実質収支、財政調整基金の残高が幾らか、まずその点、報告いただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

実質収支といたしまして、5月末現在ですね、7,576万7,000円の黒字でございます。単年度収支といたしまして、1億541万6,000円の赤字ということになってます。ただ、これにつきましては、この前からもお話しさせてもうてますように、去年のこちら側の事務ミスで、当然1億2,000万の返還金というのがございましたので、その分が含まれてきますのでマイナスという形になっておりますけれども、実質的には約2,000万円程度の、単年度で黒字になるんじゃないかというふうに思っております。

それからですね、いま現在、基金につきましては、約1億9,000万基金を積んでおります。それから、繰越金も含めまして、約2億7,000万ほどのお金を保持しておるということでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

わかりました。

それから、引き下げのほうについては、3月に私たちが出したものよりもですね、より引き下げていただいたことは非常にありがたく思っていますので、そのことについては感謝いたしたいと思います。

それから、国保税の軽減を拡大するというので、これは法律で決まったものをですね、平群町でもそれをことしからですね、適用されるということで、7割についてはそのまま、5割軽減についてはですね、所得がこれまで33万の基礎控除プラス35万だったのを45万円に10万円増やすという内容。それから、2割軽減については、これまで世帯主を除くとしてたのが、世帯主も入って、1人でも2割軽減が受けられるという、こういう内容だというふうに思うんですが、このことでね、当然対象者が増えるわけですから、平群町の場合、一応試算ということになりますけど、どれだけの対象者が増えて、そして金額的に当然収入は減るわけですから、新たな税額での計算になるのか、25年度の計算でなるのかはちょっとわかりませんが、そのどちらでもいいですから、大体どれぐらいの税収減になるのか、この2点について説明いただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいま、5割軽減、2割軽減の影響額ということでありました。あくまでもですね、いまのところ、26年度というのはまだ確定させておりませんので、25年度ということで、25年度時点のということで、ちょっと御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

まず、5割軽減部分でございます。25年度でですね、世帯数にいたしまして107件、5割軽減のところがありました。それが今回の拡大に伴いまして163件増えまして、270件になるんじゃないかというふうに思っております。

それからですね、これは人数もかかわってきますんで、人数につきましては300人であったものが598人ということで、プラス298人増えてまいります。ということで、5割軽減の合計額がですね、25年度では631万9,000円でございます。それが平等、均等の軽減を合わせまして1,369万7,000円になるということで、730万6,000円プラスされるとい

うことで、これにつきましては、この分が減額されるということでございます。

それから、2割軽減につきましては、現在、世帯数にいたしまして341件が347件ということで、プラス6件ということでございます。それから、人数につきましては、637人が673人ということで、プラス36人ということでございます。ということで、25年度軽減の合計が385万4,000円でございます。それから、26年度の試算では384万1,000円ということで、これにつきましては、逆に軽減が減ってしまうという形になります。これにつきましては、2割の方がかなり5割のほうに行かれたりするというところもありまして、こういうふうな数字になるんじゃないかというふうには思っております。ただ、これはあくまでもいま現在の試算でございますので、今後、26年度課税が決定次第ですね、また実質については出てくるかというふうには思っております。

○議長

山口君。

○6番

ありがとうございました。

いまの話でいくと七百数十万、国保会計で言えば収入が減ることなんですけれども、これだけ拡大されれば、この前新聞にも、全国的には国保加入者の43%の世帯がですね、軽減措置を受けてるといって、平群町も大体三十数%になるようなんですけれども、それぐらいね、全体的には国保税が高いというより、国保加入者の収入がね、低いということになるわけですよ。そういう大変な状況の中での国保会計ですから、できるだけ剰余金については速やかに引き上げていただくということはあわせてお願いしたいのと、ついでに聞いておくんですが、ことしの3月31日現在で結構ですから、国保加入者の世帯数と人数、それからですね、もう一つは、この軽減されること、先ほどの軽減されることで、当然、いま国保会計を担ってる各市町村の収入が、さっきも言ったように減るわけです。これについては、国のほうがですね、財政支援の拡充ということを一応言ってるようなんですが、その点についてね、どこまで明らかになってるのかわかりませんが、もう今年度から始まっているわけですから、当然、国から支援あると思うんです。そうでないと、4分の3、県、4分の1、町がですね、この軽減分については一般会計から負担するということになるわけですから、当然、一般会計のほうにしわ寄せが行くということですから、国がそのように言っているというふう聞いてますんでね、その点、どういう財政措置がされるのか、その点もあわせて説明いただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

失礼します。数字でございますので、きちっとした数字をお知らせしたほうがいいと思いますので、ちょっとすみません、3月31日末現在の数字をちょっと手持ちに持っておりませんので、またすみませんけども後ほどということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、財政措置ということなんですけども、まだこちらのほうに確定した話というのはちょっと聞いておりませんので、何らかの措置はしていただけるものというふうに思っております。議員おっしゃるように、いずこもやっぱり国保会計というのは非常に苦しいという状況も含めまして、当然何らかの措置をしていただきたいというのはこちらも思っておりますので、その辺のところにつきましては、確定次第ですね、確認してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

山口君。

○6 番

数字は後で結構ですけど、その何らかの措置、これは国保会計というより、町のほうの一般会計に保険者支援分として入ってくるわけだから、当然財政当局のほうでわかると思うんですよね。その辺はどうなんですか。そんな話ないの。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど申しましたように、交付税で何ぼか措置はされるんじゃないかというふうには思っと思っておりますけども、まだちょっとその辺のところ、確定した話というのは、この場でちょっと申し上げられるようなことは、ちょっとこちら情報収集しておりませんので、ちょっと御勘弁願ひたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

いや、国保じゃないのよ、こっちは。こっちは国保じゃない。会計としては国保にも影響するんだけど、保険者負担分というのがあるわけでしょう。国保会計は要するに、何ぼようけこれ、軽減措置したって、会計上は全部これ、その穴埋めしてもらうことになってるわけじゃない、一般会計から。だから、一般会計のほうに入ってくる金です、減った分、いままでと一緒に、4分の

3が県で4分の1が町だったら、4分の1分増えるやん、600万のうちの4分の1やから、150万増える。700万だったら200万近く増えるわけでしょう。だから、その分一般会計が支出増えるわけでしょう。それを国が補填する、どこまでするのか知りませんよ、という話にこの法律、国が変えたわけでしょう。要するに、軽減もつとしなさいと、国保会計大変やから。別に平群町だけが変えるわけじゃないじゃないですか。全国的な措置として変えるわけでしょう。

それは当然国から金、県通じて来ると思うんだけど、それ全く聞いてませんか。いや、聞いてないんやったら聞いてないでええけど。でも、そんなん金ない、ないって大変やって言うてるときなんやから、その辺、そんなに大きい額でなかったって、やっぱりきちっとその辺、財政当局が見とかないとやね、ようけ国から来たって、黒字、きょうの最初の町長の挨拶では2,000万程度でしょう、単年度収支で言えば。交付税、1億以上、1億五、六千万増えてるじゃないですか、聞いたところによると。それでもそんだけしか黒字出してない。そんだけしかという言い方、そんだけ出したのがえらいのかもわかんないけど、どっちかというと大変だ、大変だと言ってるんだったら、その辺はちゃんと見てほしいな。それは全然聞いてませんか。聞いてないんやったら、聞いて後でいいですから、答えてもらえますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。ちょっとそこまで、財政措置全体にかかわる部分でございまして、いま、議員お述べの部分につきましては、制度上の理解といたしますか、そういう流れだなというのは理解をしてるところでございしますが、具体的にそしたら、町の財政上、今回の変更について、どういった増減措置になるのかというところまで、ちょっといま、資料として持ち合わせしておりませんので、後ほどちょっと精査をいたしまして、御報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

じゃあそれをお願いします。

それともう1点ね、限度額、来年からではありますけれども、合わせて4万円引き上げね。だからこれ、全部トータルで、支援金分も介護分も医療分も全部入る私たちの年代ですね。全部入る人間にとっては、4万円の、一番高い人

はね、上がるわけです。そこでちょっと数字で出してほしいんですが、この4万円上がって、最高81万円になることでね、もちろん介護分ない人とか、支援金分ない人はいないけども、ありますけども、一つは人数的に、この変更で、例えば25年度の徴収で結構ですから、それで計算した場合に、いま、25年度は何人で、限度額いっぱいの人があるか、それが何人になるのか、それが一つ。

もう一つは、所得が大体幾らでその限度額になるのか。25年度の場合と、来年27年度からの場合、その二つ、数字として出していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

いまの御質問の前にですね、先ほどありました26年3月31日現在の被保険者とそれから世帯数ということで御報告させていただきます。

被保険者につきましては5,915人でございます。それから、世帯数につきましては、3,264人ということになっています。

それからですね、先ほどの限度額のことにつきましてなんですけれども、ちょっと非常に申しわけないんですけど、いまのところちょっと数字の持ち合わせがございませんので、また後ほどお願いしたいというふうに思います。

それから、どれぐらいの所得の方が対象になるのかというのが非常にこれちょっと、計算のほうになかなか困難ということで、ちょっとその辺の話も課内でもしとったんですけども、なかなかちょっといまのところは出しづらいということで、わからないということで、ちょっと話をしております。

ただ、いずれにいたしましても、ある程度の目安というのはやっぱり出していくべきだというふうに思っておりますので、その辺のところは研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長

山口君。

○6番

いや、あのね、議案としてね、2万円ずつ4万円を上げるという議案を出してるわけだから、当然じゃあ平群町の加入者がどうなるかというのはね、そんな質問しなくとも、やっぱり試算するというのが私は本来、保険者としてあるべき姿だというふうに思うんです。国保についてはもう散々言ってきましたから、私ももうことし12年目になりますけれども、ほとんど毎議会というか、1年に何回かは言ってるわけですからね。その辺はちょっと、事前に言ったらいいのかもわかんないけど、議案としてこれはもう直接出てる改正の部分ですから、そこはやっぱりちゃんとやっていただきたいなど。

後からでもいいですけど、何で聞くかというとな、限度額になるというのは、そんなに無茶苦茶ね、1億も2億ももらってる人ならともかくね、1,000万いくかいかないかぐらいであるんですよ。例えば平群町で言えば、サラリーマンの方は入らないからあれやけど、商売しててそれぐらいになるんですね。4万円も上がるというのはやっぱり大変なんですよ。だから、ほかはみんな下がるのに、その人たちだけ上げるわけでしょう。だから、それがどれぐらいになるかというのはね、今度平群町は全体が下がりますから、その辺どうなのかわからんけど、ちょっとその辺はね、あんまり言いたくないんですけど、出していただきたいなど。たまたま先週、斑鳩の議会、初日あって、僕はほかの用事で斑鳩町に行ったもんだから、ちょっと傍聴したんですけどね、そこでも本会議でその質問出てました。それは事前に言ってあったのかどうかは知りませんが、すぐに数出てましたしね。だから、それぐらいはちょっとお願いしたいなというふうに思いますんで、これ、でも、この議案中に答え出ますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

まことに申しわけございません。私もいろんな資料を持っております。資料を持ち過ぎかもしれませんけども、その中で、たしかどこかに書いておったなというふうに思いましたんで、いま、ちょっと見返しまして、一応出ておりました。世帯数につきましては御報告申し上げられるというふうに思います。

支援金分ですね、14万円から16万円になる対象、25年度時点で57世帯対象になる方がございました。ただ、これはあくまでも26年度はどうなるかというのはわかりません。それから、介護分が変わるということで、これにつきましては14世帯ということで、限度額にかかれる方がおられたというふうに思います。

まことに失礼でございました。ちょっとメモしておりましたところがなかなかわかりませんので、いまやっと思つかりましたんで、御報告申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

ちょっと聞くんやけどね、課長、教えてほしいねで。今度、均等割と平等割、2万円から1万3,000円並びに2万円から1万2,000円に引き下げをされたわけやけど、これ奈良県下の中で何番目やの。

それとね、なぜこれを聞くかと言うたら、これも一つ教えてほしいねん。いま、保険者は市町村は平群町やわな、国民健康保険の保険者はね。るる、どう

なるかそれはわかりませんが、今度は都道府県が保険者になるというお話もちよっと聞こえてるわけやけど、そうなればね、ここら辺の絡み、いろんな関係、非常に大変なときが来るんちゃうかなと、もしもそうなればね。というのは、やっぱりこういう保険は、国民健康保険、こういう事業は、5年先、10年先どうなるでと位置を見据えてね、なぜこれ言いたいかと言ったら、基金がたくさんあるわね。けれども、副長は、前回の議会やったんかな、基金はどのぐらい一つの目安をされますかということで聞かはった議員さんの中で、大体事業費の5%ぐらいが一つの目安ですよと。となれば、26億並びに27億ならば1億3,000万、1億4,000万ぐらいの一つの目安ですわな。けれども、僕が一番心配するのはね、一発にならないと思うけども、今度都道府県が保険者になれば、大変なことが起こってくるんちゃうかなと思いますねん。

今度は、均等割、平等割、奈良県39市町村の中で何番目に低いの。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

あくまでもですね、25年度のデータということで、26年度、当然増税されたところか減税されたところがありますんであれなんですけども、一応25年度データを見ますと、今回の減額を当てはめると、均等割、平等割ともに38番目ということで、平群町より安いところというのは1市町村というふうな形になるかなというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

ということはね、いまは後期高齢者は広域連合でされてますわな、後期高齢者の事業はね。今度、もしも国の法律がそういう法律に、都道府県が保険者という形に、もしもですよ、それは一応想定の話やから、なった場合、38番目に安い。そのためにもね、僕は個人的な意見ですよ。基金というのはね、激変緩和措置の対応の基金というのは一定、私は置いておかなあかんと思う。国民健康保険が赤字出たら一般会計から入れたらええやないかと。これはね、俺は無責任と思う。なぜならば、少子・高齢化のこの平群町において、財政が厳しい、まだ厳しくなってくるでしょう。そういうためにもね、備えあれば憂いなしというふうに、その点、思っておりますねけど、担当課長はどうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ありがとうございます。

おっしゃるように、非常に国保の状況というのはいま、難しい状況になっております。都道府県化の協議もですね、現在、国のほうで国と県と市町村という形で行われてます。その辺の協議というのも余りスムーズにいったいないというふうに聞いております。スムーズにいかないということでしたら、当然、都道府県化が若干延びる可能性も全然なきにしもあらずかなというふうに思っております。そんな中で、確かにおっしゃいますように、今後の財政運営を考えていく上では当然のことといたしまして、一定のやっぱり基金というのにも必要かなというふうに思っております。ただ、いま現在、未確定なものが非常に多いということで、医療費の動向も、25年度は一定減りましたけども、26年度もどうなるかというのはいまわかりません。その辺のところというのは非常にですね、注意を持って見ていく中で、今後の都道府県化以後、それから都道府県化以内も含めましてですね、財政運営というのをやっぱり慎重に考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第7 議案第27号 平成26年度平群町一般会計補正予算（第2号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第27号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8 番

8ページの障害者福祉費ですが、印刷製本として36万3,000円、いま、課長のほうからヘルプカード作成事業の実施に伴うということで御説明がありましたが、早速予算措置をいただきまして、高く評価したいと思います。

このヘルプカード、御存じのように、障がいなどを抱えられた方々が必要な支援をあらかじめそのカードに記入されまして、緊急時や災害など、困ったときに提示するというので、周囲の方々にも手助けをお願いするというものがありますが、そこで何点か御確認をさせていただきたいと思います。

このヘルプカードですね、配布の対象者、本町としてどのようにお考えになられておりますでしょうか。また、配布方法につきましてもお尋ねをしたいと思います。そして、最後の周知の方法につきまして、今後、予算が可決しましたらスタートすると思いますが、この周知の方法についてもお尋ねしたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

3点にわたって質問を頂戴しました。

配布対象ということで、いま、大まかに申しますと、障がいをお持ちの方、あるいは一般的に申しますと高齢者の方ということで考えておりますが、それ以外にも、障害者手帳をお持ちでない方もございますし、あるいは65歳以下の方も含めて、健康に不安を感じておられる方も含めてございまして、いろいろな状況がございますので、必要に応じて、必要とされる方を対象にしていきたいというふうに考えているところでございます。

大まかには、今回、印刷製本ということにしておりますが、対象としては大まかに7,500ないしは7,600人ぐらいを最大必要とされているという

ふうに把握をしているところでございます。

配布方法ですが、基本的には窓口配布というふうにさせていただきたいというふうに考えております。あくまでも個人情報等をカードの中に記載したりする場合も含めてでございますので、それに伴うリスク、どこまで記載すべきなのかどうか、あるいはこのカードに記載しないまでも、行政側で内容的に把握しておくべきやというものも含めてでございますので、窓口での申請配布ということではさせていただきたいというふうに考えております。

次、周知方法、これは2通りあるというふうに考えています。まず、当然このカードを提示されたときに対応する周りの人たちの意識、考え方についてきちっと周知をするという意味では、広報あるいはホームページ、チラシ等も含めて、住民の方に、こういう提示があればどういった対応をしていただきたいということについて周知をしていく必要があるというふうに考えておりますし、また、利用されるであろうという方については最大限利用していただきたいと思いますので、先ほど言いましたように、広報、ホームページ、それ以外に、民生・児童委員の皆さんの協力を得たり、あるいはケアマネジャーの皆さんに対して説明をし、拡大をお願いする。それ以外に、個々の障がい者団体、当事者団体等も含めて説明をさせていただく。また、医療機関等にもそのことについて周知をしながら活用いただくという2通りの流れで周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

丁寧な御説明、ありがとうございます。

東京都のほうでも、赤に白の大変わかりやすいもの、皆さんが持たれてすぐわかる、また関西の人でも東京のそういうものをすぐわかるというものが大変大事になってまいりますので、平群町の特性を生かしながら、わかりやすいヘルプカードの作成をお願いしておきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ありがとうございます。

救援を求める場合のいろんな状況も含めてでございますので、この色はこういう目的のカードというのも含めて、色分けをすべきかどうかというのも含めて、現在検討しております。議員がおっしゃった内容も含めて、十分検討の中で反映をしていきたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思いますというふう

に思います。

○議 長

ほかに。はい、森田君。

○4 番

児童福祉総務費の南保育園の閉園に対する補助金、記念式典とかそういう補助金で40何がし上がってるんですけども、これは金額高い、安いはですね、個々の問題だと思うんですけども、これ、南保育園、防災拠点になってるわけなんですね。さりとて、維持するにはお金が要するという事になるのかと思うんですけども、その辺の検討はいつごろ議会に示されるんでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

本日、防災担当特命参事につきましては議場の中におりませんので、詳細について、ちょっと私のほうから答えることはできませんけれども、防災施設につきましても、南保育園が閉園になったからといって、直ちに閉鎖するという事ではございませんし、またそれとは別に、新たに新園が開園されるということも含めて、その点につきましては検討してまいりたいということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

新園の絡みですけど、立地的には全然離れておりますので、その辺のことも含めて、また議会にお示しいただきたいというふうに思っております。

引き続きですね、学校管理費のところですね、整備内容をもう少し詳しく御説明いただけませんか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

学校管理費の委託料、それから工事請負費の内容について、もう少し詳細に御説明申し上げたいと思います。

委託料につきましては、先ほども申し上げましたように、南小学校の体育館のトイレが、あそこはいま、議員もおっしゃいましたように、南小学校の体育館は避難所という視点を持っています。ただ、現状で言いますと、男女のトイレが共用のトイレで、かなり老朽化もしているというふうなことで、かねてより改修の要望もあつたんですけども、それをやっていくというふうなことで、男女

別々の様式のトイレに改修して、平時も非常時も快適で衛生的なトイレ環境をつくっていくということがまず一つ。

それから、もう一つは、プレハブがございまして、いまも。これは、元学童の保育教室ということであつたんですけども、これがかなり古い、老朽したプレハブで、ただ撤去費がかかるということで、そのまま、古いほとんど使われないう品を保管しているというふうな、そういった状況がございまして、防犯上や景観上も問題があつたということで、これを撤去する。それから、あわせて、南小学校の駐車場を拡張して、先般来、いろいろ出てましたけども、新園の職員駐車場の確保ということもありましたので、その辺についても、そこらの部分をプレハブの撤去とかということで場所を確保して、そこに舗装工事をして駐車場の拡張をしていくというふうなことを考えてます。

それともう一つは、防災備蓄倉庫が、いま、現状は南小学校の場合、分散備蓄してるんですけども、備蓄倉庫がございませんで、体育館の中のいわゆる舞台の下に一時的に保管してるんですけども、これも、防災備蓄倉庫をあいた場所に設置してということで、防災事業と絡めて駐車場の拡張整備を行うと、そういった内容のものでございまして。

○議 長

森田君。

○4 番

いまですね、改良工事と整備工事ごっちゃに御答弁いただいたと思うんですけども、改良工事で何をして整備工事で何をするかということをお尋ねしたかったわけなんです。その辺のことを御答弁いただけませんか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

改良工事のほうでは、体育館のトイレのリフォーム。それから、整備工事のほうでは、屋外整備工事ということで、舗装、それから備蓄倉庫、それから遊具の移転に伴う新調、そういったものを予定しております。

○議 長

森田君。

○4 番

大体わかりましたけども、課長もですね、南小学校卒業式、入学式へ行かれてると思います。また、体育祭、運動会というんですか、行かれてると思うんですけども、あこに、南小学校に行かれて何も感じませんか。あの外壁の汚れは異常じゃないですか。教育上ですね、ああいうところで教育するということ

自身が私は不適切じゃないかと思うんですけども、開校以来一度も塗装のやりかえはしてないんじゃないかと私、記憶するんですけども、その辺の改装いうんですかね、外壁の改装とかいうのはお考えになってないんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

南小学校は、昭和56年、57年ぐらいですんで、かなり老朽化してるということは言えます。外壁の汚れ等々もそれは当然、老朽化に伴いましてあるというふうには思っております。学校現場、それからPTA、保護者等からのいろいろ協議、要望があって、その対応とかする中で、まずいま一番保護者が要望されてる内容のものから重点的にということと言いますと、先ほど申し上げましたように、体育館のトイレというふうな要望が一番、ことしも上がってるんですけども、です。そこからということで、優先順位としましては、異常な外壁の汚れというふうに、そういう見方もございますけども、こちらを優先させていただいたということです。

○議長

森田君。

○4番

ぜひともですね、教育上、私はよくないと思いますので、機会を見て検討していただきたい。あわせて、平群小学校と差が歴然というふうに、施設内容としてですね、出てきておるわけですけども、その辺のこともやはり学校教育上ですね、平等の教育する施設として教育する必要があると思いますので、その辺のことはぜひとも早急に御検討いただきたいということだけ、お願いだけ申し上げます。

○議長

答えはよろしいか。窪君。

○8番

ただいまですね、南小学校の駐車場の拡張のことを御説明いただきましたが、もう一步具体的に、いまの新園の開園に伴いまして、新園の職員の皆さんの駐車場の確保ということですが、いま現在、駐車台数はどのぐらいで、拡張することによりまして何台駐車ができるのか、その御説明をお願いしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いま現在、調査したところによりますと、平群幼稚園で18台、それから南保育園で職員の駐車が24台というふうに、これはマックスの数字かもわからないですけども、合わせて42台というふうに捉えております。今後、新園ができて、どの程度の台数が必要になってくるかというのは、ちょっとまだ不透明な部分もあるんですけども、大体この辺の数字をベースに考えております。それで、その42台のスペースに、面積的には582平米ぐらいのところから42台をとめてもらってるというふうなのがいまの状態です。

今回、拡張する部分につきましては、面積で言いますと583平米ということで、面積的には大体同じぐらいの面積なんですけども、ただ形状の問題がありますので、その42台をゆとりを持ってとめられるようなスペースでは到底ございません。いまもそうなんですけども、朝来て、大体移動することがありませんので、限られたスペースの中に詰め詰めでとめていただいているのがいま42台、そういう状況ですんで、そういった状況は引き続きある程度はあるかなというふうには思いますけども、今回の拡張の583平米と、それと、いま現在、その南小学校の教職員の皆さんがとめてもらってる駐車スペースも若干あいてるというふうな部分も学校のほうから聞いてますんで、そういったところの部分も使いながら、何とか確保していきたいなというふうに思ってます。

○議 長

窪君。

○8 番

ということは、新園の職員の皆さんの駐車はこの南小学校の拡張で確保されたと捉えさせていただいたらよろしいんでしょうね。

それと、582平米が42台、新園の職員の皆さんの582平米が必要だけど、583平米で、いま、教職員の皆さんの駐車場スペースがあるということで、全部で駐車場の面積はどの程度になるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、いま現在、教職員がとめてもらってるスペースの平米数はちょっといま、手元にはないんですけども、大体、形状で言いますとあの倍ぐらいということですので、約五、六百平米ぐらいかなと。今回の拡張と合わせて1,100から1,200ぐらいかなというふうに思ってます。ちょっと不確実ではあるんですけども、そのような大体のスペースです。

○議 長

窪君。

○ 8 番

最後、新園の職員は、みんなここの南小学校の駐車場で対応すると、このように捉えてよろしいですか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

すみません、申しわけありません。

先ほど申し上げましたように、ちょっとまだ不確実な要素もありますんで、確実かということになりましたら、絶対大丈夫ですというふうなことは申し上げることはできないんですけども、今後、その運用の中で、新園の中にも当然駐車場はありますし、42台といっても、早朝保育、それから延長保育とかいうことで、時間的な利用とかいうふうなこともありますんで、運用の中で、ここで大体この平米数を確保すれば、何とか対応できるんじゃないかなというふうには見込んでおります。

○ 議 長

窪君。

○ 8 番

最後に、以前は南保育園に職員の皆さんが駐車をしてこっち側へということでありましたので、これで一定、職員の皆さんの通勤の確保ですね、できることとなりますので、しっかりとその点は今後も対処していただきたいことをお願いしておきます。

○ 議 長

山田君。

○ 9 番

いまの駐車場の件なんですけどね、大変な台数になるわけですよ。いまは小学校は先生だけの駐車場だと思うんですけど、防犯上の問題、交通安全上の問題、そういった観点からね、南小学校の駐車場を敷地内に確保するんであれば、完全な区画を分けるということも必要になってくるんじゃないかと思うんです。子どもたちが駐車場のほうに行かない、その点はいま現在どう考えられているのでしょうか。

それともう1点。防災備蓄倉庫というのは新設されるんですか。

この2点、よろしく。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

まず、防災備蓄倉庫につきましては新設をするという予定をしています。

それから、子どもの安全対策につきましては、これはやはり当然重要なことですので、学校側、それから保護者説明会も開きながら、安全対策について協議させてもらいました。一定、裏へ行く遊歩道を設けたりということで、きちんと駐車スペースと子どもたちが歩くスペースを区分けしてということでの安全対策をとっていくというふうな計画をしております。

○議長

山田君。

○9番

動線の区画ということでのお話かなと思うんですけどね、防犯上の問題も含めてね、完全にフェンスとか、門扉もいま、上の部分にあるんですけどね、そういう点でね、分けてしまうということは私は必要ではないかと思うんですよ。その点について、再度御答弁をいただきたい。

防災備蓄の倉庫を新設されるということであれば、北小学校の体育館の改修であったり東小学校の改修であったりということで、いままでのいろんな倉庫の問題もあって、確認申請上、大変苦勞されたと思うんですけど、その点については、この設計費の中でいけるんですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

防災備蓄倉庫につきましては、以前にも御報告させてもらったかと思えますけども、平群町の防災対策アクションプランに基づいて、26年度には南小学校の防災備蓄倉庫の設置ということを計画上、上げておりました。これを実行するというところで考えています。

広さ的には、10平米以下の広さの倉庫でということで、それほど大きなものが必要というふうには思っておりませんので、建築確認等々についても、そういう対応をさせていただけるかなと思っております。

それから、防犯上の門扉やフェンス等々の対応につきましては、これは完全に防犯対策をとるとするのは非常に難しいかなと思っておりますけども、いまのところ、先ほど申し上げましたようなことで、少なくともいまのプレハブ倉庫は、かなり防犯上、景観も含めてなんですけども、問題があるかなというふうに思っておりますので、それを確実に撤去して、見通しのよい状況にして舗装して備蓄倉庫を設置するというので、景観上も、それから防犯上も、その辺は改善されるのではないかなというふうに思っております。

門扉やフェンス等々につきましては、そこまでの工事計画にはしてませんけ

ども、遊歩道と駐車場の間にはガードパイプで仕切ったりするようなことで、舗装部分についてはそういう形で対応を、安全対策を講じていきたいというふうに思っています。

○議長

山田君。

○9番

いろいろ保護者の方たちともお話をされたということですね、一定の方向性が出てるかなと思うんですけど、池田小学校の悲しい事件以来ね、学校の敷地内の防犯対策と申しますか、出入りに対しては、かなりカメラ等でチェックされてるわけですよ。今回は、小学校から言うと、外部の南保育園の方が入って出入りされるということになる以上ね、本来であれば、その駐車場の部分とね、学校の敷地ということをして、そういう意味で防犯上でも、1.8メートル等のフェンスでちゃんと区画するというのも可能だと思うんですけど、そのことはいますぐにはお答えできないかもわからない。それはまた予算が必要になってくると思うんですけど、その点はしっかりとね、今後、協議の一つとしていただきたいということをお願いをしておきます。

○議長

山口君。

○6番

これね、いまの南小学校の件ですけども、もともと幼保一体施設の職員の駐車場を裏側というか、給食の車とかが入る先生の駐車場の近くに設置するという説明は聞いてたんですが、それがなぜ防災工事になったのか。当然、いままでの質疑聞いてると、保護者からの要望とか学校の要望とかあったというふうに思うんですけどもね、その辺の経緯がね、全く見えてこない。それと、これほとんど借金するわけでしょう。これは、財政的に何か優遇措置とかがあってこういうことをするのかどうか、まずその点。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

財政上の話ですけども、これにつきましては、また補足があったら財政担当課のほうであろうかなと思いますけども、基本的な財源については、今回の財源としてますのは、学校教育施設の整備事業債の75%の起債と、起債裏については、一般財源で477万4,000円ということで、これについては起債はあるんですけども、交付税算入もないというふうなことです。

ただ、いま現在、緊急防災対策事業という位置づけで、いま、県のほうと協

議をさせてもらってます。これが要望中でありまして、協議中でありますんで、まだ不明確な状況ですんで、今回の補正では、確実な学校教育施設整備事業債ということで上げてますけども、この緊急防災対策事業の取り扱いをすることによって、100%起債で交付税算入もあるというふうな、そういうかなり有利な状況にもなるというふうなこともございます。財源についてはそういったような状況でございます。

○議長

山口君。

○6番

いやいや、もともとその駐車場、幼保一体施設の職員の駐車場をつくるという話だけだったじゃないですか、この間、議会におっしゃってたのは。それがやっぱりあれでしょう、学校との話の中で、そんなだけでは困るということになって、こういう資料もPTAに配ってやってるわけでしょう。で、そのPTAに配った資料どおりのことが今回、補正で出てるわけじゃないですか。駐車場のことも全部、これ地図描いてあるじゃないですか。きょうは言ってなかったけど、町の予算かからない防災かまどベンチもつくられるわけでしょう。それはボランティアにやってもらうというふうな話じゃないですか。そこで書いてるのは、財政的な課題で予算確保というのを書いてありますよね。だから、防災施設整備事業として認定されれば、非常に有利に事業実施が可能となり、南小学校からの要求課題が解決できるのではないかと考えている、だからこれをやるという。だから、最初にその説明を私はきちっとすべきだと思うんですよ。

もともと議会に説明してたのは、駐車場を確保するというだけだったじゃないですか。その間の経過は全くなしで、ほんでいま聞いたら、財政も75%、いまのままだったら借金だけでしょう。交付税算入も何も、これいま、県と協議中という話じゃないですか。確定してないけども、それができなかっててもやるということでしょう。だから、見切り発車してるわけでしょう。

いやだから、急ぐというのはわかるんですよ。もちろん、来年4月のことがあるからそうなんでしょう。でもこれ、18台しか駐車場確保できないじゃないですか。詰め込むって言ったって、そんなことしたら余計危ないでしょう。抜本的な解決になってないんじゃないですか。

それと、さっき森田議員からもあったけれども、南小を考える場合だったら、ただこれだけじゃなくって、当然平群の子どもはみんな一緒の教育したいとおっしゃってるんだから、平群小学校にクーラーつけたんだったら、北小学校や南小学校にも全部クーラーつけるべきじゃないですか。すぐでなくたって、

その計画も一緒に出すべきじゃないですか。平群の子どもはみんな一緒に教育したいんでしょう、町長。就学前だけですか、一緒に教育したいのは。一緒に保育したいのは。平群の子どもは全部一緒になければならないみたいなことおっしゃってたじゃないですか。余りにも差があり過ぎませんか、これ。

いや、計画あるんだったらあるって言ってください、今後。今回はこれだけだけれども、今後、そういう教育の環境についても、北についてもですね、南についても、平群小学校と全て一緒とは言いませんが、教育する上での環境は一緒だというふうになるのかどうか。

それと、いま言ったように、いまの経過についても、結局教育委員会から出たんじゃないかって、保護者から出た最低限の要望に応えたということでしょう。それも、駐車場をつくるためにでしょう。違うんですか。違うなら違うと言ってください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと違うんですけども、いまおっしゃいましたように、こども園、新園の職員駐車場の確保というのは一方で迫られてた、そういうニーズがあったというふうなことはありました。それと、もう一方で、南小学校のいわゆる防災避難所としての防災需要が、先ほども言いましたように、アクションプランの中でもありますし、また学校のPTAや学校現場のほうからも、強い体育館のトイレの要望というのがありました。これをこの際、この際というか、先ほども申しあげましたように、財源的には確定できているいまの現状ではないですけども、緊急防災対策事業として取り扱いをすることによって、かなり町費の負担も減って、なおかつ一つは新園の駐車場の行政需要、それから南小学校の防災上の防災需要ですね、それについて、あわせて整備できるんじゃないかなというふうに考えたわけで、それを保護者のほうに説明させてもらったら、そういう、先ほどもありましたけども、外部の方が学校の中で駐車することも多少あるんですけども、そういうパッケージ的に進めていただけるなら、ぜひお願いしたいというふうなことで御理解を願ったというふうなことです。

○議長

山口君。

○6番

だから、経過としてはそういうことでしょう。もともとその駐車場をつくるのが最初にあって、それするんだったら当然、元学童で使ってたプレハブを撤去しなければ駐車場を確保できないと、そういう話を持っていったら、当然南

小学校は、この間ずっと上げている要望についても教育委員会にお願いしたいというのは当たり前じゃないですか。それで、できるだけ財政的にですね、措置できるようなものを考えて、いまもまだ努力されているということですけども、そういうのをやる。それ自体は悪くないですけども、それだったら、全く別の話とこの延長線上として聞きますけれども、さっき言った平群小学校の、要するにクーラーつけてる問題とか、その辺の教育環境の問題で、北や南についてもですね、計画的にそういうことは当然していくというふうに、今回のこれだけじゃなくてですね、そういうことも教育委員会としては視野に入れて、計画的に今後、取り組んでいくということによろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

エアコン等を新小学校にあわせて、ほかの小学校、中学校含めて同じようにということをやいま言及されてるんですけども、そのことについては、ちょっといま現在、こうこうこうでというふうなはっきりとした計画は持ってないです。新小学校におけるエアコンの導入につきましても、ある意味、県下でも珍しい事例というふうには思ってます。その辺の教育効果とか管理上の問題とかいろいろ、いま検証してるんですけども、そういったことも含めて、将来的に非常に教育的にも有効であるというふうなこと、それから財政上も許すのであればということにもなると思えますけども、拡大していくというふうなことは考えていきたいと思ってます。

前に一般質問等でもございました。特に、一遍にはなかなかいかないですけども、特別教室等々を中心に、現在も順次拡大して取り組んでいるようなところでございます。

○議長

山口君。

○6番

まあまあそういうことなんですけど、ちょうど南小学校と平群小学校のですね、境界というか、下垣内、平等寺、この辺になるんですけども、孫が帰ってくるんですけども、南小学校だと。何か平群小学校はクーラーがつくということで、南小学校はいつになるんですかという質問なんかも聞くんですね。それは当然、保護者にすればですね、その辺の格差がある。私、さっき言ったのは、幼保つくるときには散々ですね、平群町の、要するに就学前の子どもは全て一緒に教育、保育ということ、そればかり強調してたじゃないですか、つくる計画の段階では。学校教育、中学校は一つですからみんな平等になっちゃ

いますけれども、一つしかないんですからね。小学校、西校はなくなりましたが、まだ三つあるわけです。当然同じ教育って本当に思ってるのであれば、いまの西本課長の答弁じゃ、まだ私は弱いと思いますよ。計画すると言ってるけど、私はやっぱり年次計画をきちっとつくって、もちろん全く一緒の日にね、同じように同時にしろとは言いませんけれども、年次計画をやっぱりきちっとつくって、こういう南小学校は、今回こういうのを提示されたときだからこそですね、近々でもですね、きちっとそういう住民の皆さんに報告できるようなね、計画は私はつくっていただきたいと思いますけれども、教育長、その点どうですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それは御意見として賜っておきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○ 8 番

この件に関して、もう1点お尋ねしたいんですけれども、平群町の学校施設の耐震化ですね。今回、26年度では平群小学校の体育館の設計ですかね。27年度に耐震補強が完了するというので、平群町の小学校、中学校、学校施設全て平成27年度では100%完了ということで、国のいまの90%の流れに沿って計画立って進んできてるんですけれども、いままでから私も一般質問させていただいてまいりましたが、南小学校の体育館、これは昭和57年以降ですのでね、一応耐震は大丈夫だということですが、南小学校の体育館だけがあとつり天井が残るわけなんですね。いままで平群の学校施設、全部つり天井、体育館なりましたが、北小学校も体育館が耐震補強できれいになりました。平群小学校も来年にちゃんとなります。南小学校の体育館のこのつり天井、これが東日本大震災で、この落下によりまして大変なことになったんですね。これで、国のほうは、体育館のそういう天井のそれを耐震改修をしないとイケないと、このように何回も質問させていただいてます。今回、学校管理費で南小学校のことが出ておりますので、この点につきましては、今後どのように、本当に早急にしなければいけないと文科省は言っておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと今回の補正予算の内容とは少し異なるかなとは思いますが、計画的には進めていかなければならないというふうに、非構造部材の点検、それから整備については、以前より窪議員からも強く、そういう主張もいただいております。当然、文科省のそういう方針とかもありますので、進めていかなければならないということで考えています。ただ、一度になかなかいけへんということもあって、いまのアクションプランの予定で言いますと、平群小学校を来年するときと一緒に非構造部材の点検もしてということ。それから、28年度には中学校の体育館をというふうな形で順次整えていきたいというふうな、いま、現時点での計画プランではそういうふうなものは持っております。

○議長

窪君。

○8番

先ほど山口議員のほうからありましたが、保護者のほうからの要望でこういう形で進んできた、これは大変いいことだと思うんですけども、やはり命を守るという観点から、行政が置いとくというのはいかがなものかなと思いますので、随時計画立てて耐震のほうも進めていただきたいことはお願いしておきます。

○議長

森田君。

○4番

ちょっと窪議員と山口議員の駐車場の台数にそこがあるように思うんですけども、先ほど当局からですね。幼稚園が18台で南保育園24台があるというふうに聞いてたんですけども、山口議員の保護者の説明では18台ということがあったんですけども、その辺の関係はどのようになっているのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど申し上げたんですけども、ちょっと説明不足やったのかなと思います。いま区画をして、きちっと通常、一般的に無理のない駐車区画でしますと、583平米あるんですけども、形状が真四角ではありませんので、きちっと区割りをしていくと18台程度になると。ただ、先ほども申し上げましたように、現状でも南保育園、それから幼稚園もそうですけども、職員の駐車につきましては、一旦入れると出ないんで、基本的には保護者の送迎を中心に考えてまして、詰め込みで入れてますんで、一般的には18台、余裕のあるとめ方をすれば18台ですけども、詰め込みでいきますと、25台から30台ぐらいは何と

かとめれるんではないかということで、その辺については確定した話ではないですけども、そういうふうな予想もしてると。あわせて、いま現在、教職員用の駐車スペースがありますけども、ここが5台から10台程度あいているというふうに聞いてますんで、そこも活用さしてもらえるとということとあわせて、先ほど申しあげましたけども、その40台が朝から晩までずっととめてるという話じゃありませんので、一部の早朝保育とか延長保育の職員さんについては、早朝のパートさんについては早朝だけということで、延長の方については延長だけというふうなことも何台かありますので、そこらも含めて総合的に判断したときに、何とかこれで確保できるんじゃないかなというふうな判断をしてるというふうなことです。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○10番

南小学校の管理費ということで、体育館のトイレ改修、防災備蓄の設置ということと言われております。それはそれで、避難所としての指定もあり、現に小学校教育が行われておりますので、当然であると思えますけれども、果たして小学校再編成の検討会議の答申は無視されているんですか。3校固定ということですか、先ほどからの答弁聞いておりますと。その辺について、どう考えておられますのかお伺いします。

○議 長

教育長。

○教育長

再編成のプランは生きておりまして、今後におきましても、いろいろな方々の御理解を得る努力をしながら前に進めていきたいなというふうに思っております。

いま、整備しますことにつきましては、当面その場所が、今後、小学校であれ、違う教育施設であれ、あるいは公共の施設であれ、そこには緊急災害のときには避難し得る場所として設定していきたいと、そういう旨でしてございまして、再編成のプランはなくなったのかという御質問に関しましては、いや、そのままあるということでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○議 長

下中君。

○10番

教育長言われるとおりで、現に学校もあり、避難所としてもありますので、当然整備はするべきものだと思います。ただ、その辺の答申についても、今後、

教育委員会として、早い時期にそういうことに取りかかろうと思われておられるのか、いや、もう少し時間を置いて、ゆっくりとじっくりといくという思いでおられるのか、その辺についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

微妙な課題であるということは、もう皆さん方も御承知いただいていると思いますが、本年度は平群小学校を新設しまして、大規模改修もしておりますもので、現時点におきましては具体的な動きはとり得ていないというふうに御理解賜りたいと思っております。しかし、今後におきましては、地域の方々からのお声もあるでしょうし、またそういう声も若干耳にしておりますもので、丁寧慎重に進めてまいりたいと、かように思っております。

○議長

下中君。

○10番

整備工事については、できるだけ早く着工していただいて、新園の職員の駐車場が間に合うように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。戎井君。

○2番

話が変わりますが、西宮の集会所の改築について三つほど聞きたいと思ひます。

予算の出し方として、集会所を建てかえるということになったというような話は突然出てくる話じゃないと思うんですね。何で本予算で出てこんで、これが補正で出てくるのか僕にはわからないんですけど、その間の説明、ちょっとお願いできますか。

もう一つ。補助金になってますから、当然自治会の負担があると思うんですけど、これはフィフティ・フィフティですか。5対5ですか。

最後に、この財源ですけど、一般財源から500万円で、その他の財源、つまり雑収入の雑入という、いわゆる未確定財源ですな、これで1,500万円組んでおられるんですけど、この区分はどういう意味があるのか。何で、例えば今回の補正で、歳出歳入をバランスとるために財政調整基金を1,000万円強取り崩しておられますけども、そういう措置をされないで未確定財源で上げておられる理由は何かあるのか教えてください。その3点。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの戒井議員の御質問でございます。西宮の集会所の新築ということで、3点御質問受けておりますが、ちょっと私のほうの当初のこの予算、補正予算を説明させていただくときのちょっと説明不足ということで、まことに申しわけございません。

まず、財源の部分のほうからちょっと御説明申し上げたいと存じます。今回の補正ということで、補助金で2,000万円の措置をさせていただいております。その財源内訳というところでございますが、1,500万と500万というふうに区分をさせていただくのがわかりよいかということで、500万につきましては、町単独費の補助金ということでございます。あとの1,500万という部分でございますが、予算措置といたしましては、諸収入の雑入というところで措置はいたしておりますが、これにつきましては、自治総合センターという団体がございます、これは基本的には宝くじの助成金で運営をされておられる法人でございますが、そちらのほうからですね、今回そういったコミュニティー施設の建設ということでございましたもので、自治会さんとも協議をさせていただいた上で、その助成金の助成を受けられないかと、そういうふうな補助をもらえないかということで手を挙げさせていただきまして、このたび、1,500万の補助をいただけることができたということでございます。ですので、1,500万につきましては、そういった自治センターのほうから一旦町のほうに補助金として入ってまいりまして、それを町のほうから自治会に支払いをするといったようなお金の流れになっておるようところでございます。

次に、なぜ本予算ではなかったのかというところでございますが、これもいま、ちょっと補助金の関係でございますが、この自治総合センターの補助金の内示というのが、当然補助金つけますよ、1,500万出せますよというふうな内示が来ましたのが、当初うちが予定しておった時期よりも遅くですね、4月の4日付で内示が参りましたもので、当初予算にはちょっと組み込むことが、時期的に困難であったということから、なるべくその次の早い時期にとということで、今回、6月の補正でお願いをしたようところでございます。

次に、自治会の負担でございますが、当然自治会におかれましても、一定自治会館の建設という部分になりましたら、そこの自治会におかれましても、一定かなり大きな普請と申しますか、新築工事ですので、財政的な負担というのもあるかと思っております。実施の計画の中では補助金、いわゆるコミュニティー

助成の補助金並びに町の補助金を加えた額でも全然総事業費という部分では不足が出ておりますので、その残金につきましては、基本的には自治会が負担をされるということでございます。ざっくり申し上げて、議員お述べのように、補助金と、自治会のほうで御負担になられる額というのは、大体おおむねフィフティー・フィフティーぐらいの金額になろうかというふうに収支計画ではなっておるようなところでございます。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○7番

いま、戎井議員から西宮の公民館の話があったわけですが、いま、町としてほかの大字自治会でこういうふうな話があるのかなのか、このあたり、お答え願いたいんですが。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

いま現在、新築というところでございますが、今回、いま補正で上げさせていただいております西宮以外で、特に今後、新築をされるという部分については、いまのところ聞いていないというのが現状でございます。ただ、一定、事業の執行に伴いまして、自治会さんのほうでの建てかえ等々の必要時期も参るかと思っておりますので、そのときはその都度都度、御検討なり御協議はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長

高幣君。

○7番

いまの話の中で新築ということなんですが、やはり平群町の各大字自治会の公民館というんですか、集会所も、先ほど来ありました地震の問題、耐震の問題等に非常に問題があるんじゃないかなと、こんな思うんですよね。この辺について、やはり自治会の連合会というんですか、そういうところで調査をやってやらないといけないんじゃないかと思えます。参考までに、そういう問題点についてもこれから、ちょっと話が横へそれますからこれで終わりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

窪君。

○8番

いまの関連ですが、一般財源500万ということですが、今議会で補助規程

の一部改正する規程についてを出していただいておりますが、300万から500万にということですが、これも災害防止を防災対策に改めるとありますが、その点につきまして御説明をお願いしたいと思います。もう少し詳しく、このようになった経緯ですね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回の補正の中身でございますが、先ほど申し上げましたように、2,000万の補助金の中で、1,500万につきましては自治総合センターの補助金ということで、あと500万につきましては平群町の補助金でございます。500万の根拠というところでございますが、先ほど議員、御質問の中でお述べいただきましたように、今回ちょっと要綱等の整備をさせていただきました中で、集会所の補助金にかかわります要綱整備のほうをさせていただいております。従来の補助金の内訳といいますか、中身でございましたら、町から各自治会のほうにお出しをさせていただいた金額につきましては500万ということなんですけども、うちの町のほうの支出の内訳ということで、いわゆる自治会の新築改修に伴う補助金ということで300万、福祉系の補助金ということで200万という形でそれぞれ措置をさせていただきまして、自治会に交付をさせていただく金額につきましては、総計合計のとおりということになってございました。

今回、そういった町のほうの事務執行上の都合もございましたんで、町からお出しさせていただく補助金については額は変えずに、要綱等の整備を行う中で、自治会、集会所の補助金ということで一本化をさせていただいたところがございます。

一本化をさせていただいた理由でございますが、自治会といいますのは、御承知のとおり、その地域の、単に自治会の集会をしていただくとか、集まっていたくというふうな施設ではなく、例えば高齢者の方がその場で集われるというふうな福祉施設であったりとか、また子どもさんらが集われるような教育施設的なものに使われております。また、各地域の集会所と申しますのは、それぞれ避難所という形で位置づけもされておるところから、やっぱり総括的にいろんな機能を持った施設であろうということでございますので、そういうふうな一括補助という形で、今回、要綱等の整備をさせていただいたところがございます。自治会集会所についての用途を鑑みながらの変更ということで御理解賜れたらというふうに考えております。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

あのね、駐車場の件ですねけど、南小学校の。ね、課長。もともと先生方においては、南保育園の、いま使うてはる駐車場に対応していただきたいという話が最初あったわけやんか。それではいろんなことに余りにも遠過ぎるしということで、今回、南小学校の、名前は南保育園ですよ、ごめんなさい、南保育園の駐車場から対応しなさいという話も行政が一定おっしゃったように記憶してますよ。それを今度、もうちょっと利便性をするために、まして今度、南、そのとき出てたのも南小学校の駐車場の対応という話も出てたわけや。それは、僕はそれでいいと思うねん。それで、また防災、いま、体育館についても、一つのトイレが今度、男女どものトイレが別々になった、改修される、これも避難所にとっては必要なことや。まして、近くになったというだけでもね、今度、子どもたちに対する対応がね、幼児のですね、対応が、先生、速やかにできると思うわ。

それとね、いま確かにね、学校施設整備債、75%交付税はゼロですけども、一応一般財源から計算すると、平準化じゃないけども、一応ローンみたいな公債費の形もとれるわけ。しかしや、緊急防災・減災債か、100%起債の70%交付税算入の申請もされておられるということでございましてね、私は速やかに今度は幼保一体化がね、来年4月1日、開所されますんで、そこまでに速やかに一つだけお願いしたいのは、なぜそれ言うかって、夏休みの子どもたちのときをひとつ、工事の云々とか、けがされたら子どもたち大変やから、そこら辺についてはどうですか。施工の、今回この補正予算が、例えば可決されたとした場合、この工事の工程、僕は夏休みにある程度やってほしいなというふうに思っておりますねけど、その点、総務課長どうですか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

今回の補正予算を承認いただきましたら、早速着手していきたいんですけども、教育委員会としても、やっぱり児童のことを考えますと、新学期に入るまでに、夏休みの長期休業期間中に何とか完了させて、きれいな状態で新学期を迎えさせてあげたいというなのは強い思いを持ってまして、かなりその日程的にはきつい状況にはなるんですけども、それを目指して進めていきたいというふうに思ってます。

補正予算が認められれば、6月の中旬には業者の選定委員会も含めて進めていって、工事着手については7月の中旬ぐらいから着手できるような、8月の

下旬までには工事が完了できるように、何とかそれに向けて努力してまいりたいというふうに思っています。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第27号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 0時19分)

再 開 (午後 1時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第8 議案第28号 平群町公共下水道6号幹線2工区工事の請負契約

の締結について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第28号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

これは指名入札ですけども、指名何社で、町内業者は何社でしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

指名業者数につきましては7社でございます。うち町内業者につきましては3社でございます。

○議長

森田君。

○4番

この落札価格はですね、最低入札価格でしょうか。それで、くじ引きか抽選で決まったんですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

落札価格、契約金額につきましては、最低制限価格でございます。入札に参加、7社しまして、7社とも最低制限価格でございまして、くじ引きによる落札者の決定となっております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第28号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第9 議案第29号 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス  
(東側)工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第29号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

これ、位置図で見ますとですね、推進工法の位置がこれの位置の理由ですね。国道を横断するのが推進工法でないようにこの位置図では見受けられるんですけども、なぜこの区間だけですね、平等寺のあの交差点から道の駅の北側までが推進工法になっておるわけなんですけども、これを採用する理由をお尋ねします。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

道の駅までの間、75メートルほど、これが推進工事になっております。これは、国道バイパス自体が北側から南側に向かってですね、勾配が下がっております。その関係で、この75メートルの区間につきましてはかなり深くなりますので、一つはその深さによって推進工法を適用しております。

また、国道バイパスを横断します部分につきましては、管渠の深さ的にはさほど深くありません、2メートル強ほどの深さでございます。よって、これは

開削工事で、おそらく夜間工事、片側通行で施工するというようなことになろうかと考えております。推進工事につきましては、歩道の中で推進しますので、深さが余り深いとですね、開削工事というのは非常に危険になりますので、こういう形で工法選定をしております。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと意味が、説明がよく理解できないんですけども、深さを何メートルを言っておられるのか。この推進工法の南側の深さとの関係もわからないんです、開削されるわけですね、南側。道の駅の前のところは推進工法じゃないと思うんですけども、この位置図でいきますと。それが意味がちょっとわからないんですけど。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

ですから、道の駅の一番終点側につきましては、深さ的にはですね、さほど深くない、2メートル弱ほどの深さになってきます。この終点側、一番南側から北側に向かって自然流下で汚水を流していく、そういう勾配をとるとですね、バイパスの勾配とは反対になりますので、当然交差点に向かって、管渠については深くになっていくと。深さ的には、どこで推進工法と開削工法の区分けをするかといいますと、それはケース・バイ・ケースで周りの状況にもよるんですが、今回、推進工事をする深さについては4メートル前後ということになります。

一方ですね、この交差点から南都銀行に向かって北側につきましては、国道バイパスの道路の勾配と管渠の勾配が同じ向きに下がっていきますので、深さ的には一定になります。よって、2メートル前後の深さですずっと開削工事が可能になるということでございます。

○議 長

ほかにございませんか。山口君。

○6 番

工事のことはよくわからないのでいいのですが、これ、道の駅で一応、この下水道の本管というのはとまると。道の駅の汚水について、この南側についてはですね、平等寺の間を通過して旧国道のほうに落とし込むということだと思うんですが、一つはそれでいいのかどうか。その延長は、あとあるのかどうか。

ここ、バイパスでこれだけの距離をやると。一番北側が、これ多分南都銀行

の南側まで行く工事になると思うんですが、この間はいまのところ何も建物は無いと。とりあえず本管だけが通されると。この後、三里地域についても、この延長で、すぐということじゃないでしょうけども、今後そういう方向で、例えば三里の集落についてはですね、公共下水道を進めるのかどうか。平等寺についてもですね、道の駅のすぐ北側から今度、東のほうへ延長していくことになると思うんですが、そういう計画になってるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、最初のバイパスから旧国道に流していくのかということですが、それはそのとおりでございまして、既に国道バイパスから旧国道の間の管渠工事は終了しております。

バイパスの今回の工事、一番南側の一番上流部分ですが、南都銀行まででございまして。この先線につきましてはですね、バイパスの勾配からすると、今回工事する下水管に、さらに南都銀行から南側の区域も放流したほうがですね、合理的ではございます。よって、そのように将来的な計画ではなっていくだろうか。ただし、今回、まだいわゆる処理分区という区切りがございまして、処理分区の違いがございまして、一旦ここでとめて、また将来的な計画の見直しの中で考えていきたいというふうに考えております。勾配的には、南都銀行から北側の地域についても、この管渠に放流することは可能な深さで計画しております。

それと、平等寺地域についてもですね、最終的にはこの管渠に放流するような形での計画になろうかと考えておりますが、計画の見直しが平成29年度にしまして、30年度以降の計画になりますので、その際、詳細を検討していきたいと考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

最初に聞いた、その南側のほうは、道の駅のここで終点で、もう椿井は既に入ってるからいいんですが、それと付け加えてですね、下垣内も、だからこれでいくと、平等寺からちょっと北の下垣内周辺までですね、今後、当然次の計画では入ってこようかと思うんですが、とりあえずはその周辺までもう本管についてはですね、その点、いまの説明で大体わかるんやけど、道の駅の件だけもう1回言ってもらえますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

すみません、道の駅につきましては、いわゆる道の駅の公衆トイレ等の汚水をとるというところで、ここでとまっております。この先につきましては、今後の計画の中で考えていくと。認可区域からは外れておりますので、次期認可計画の中で平成30年度以降の計画にのせていきたいと考えております。

北側につきまして、下垣内地域につきましても、同じようにですね、次期認可計画の中で、平成30年度以降の計画で検討してまいりたいと考えております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第29号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第10 議案第30号 平群町東小学校大規模改修工事の変更請負契約の締結について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第30号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。高幣君。

○7番

この変更に伴って、経費的な面はどんなふうになっていくのでしょうか。教えてください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

財源のことでしょうか。

○7番

財源じゃなくって、要するにここで書いてますけれども、LEDの照明変更とか、ガス機器から電気機器への変更とか、これは何か目的があってこうなるわけですから、当然おそらく省エネ型という感覚でおられると思うんですね。そういう意味でちょっと聞いているんですけど。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

LEDにつきましては、変更で約1,000万程度の追加になってます。これにつきましては、ランニングコスト、イニシャルコストも含めてこちらのほうが有利というふうな判断をしています。経費的には1,000万程度の増になってます。あと、本体工事で1,100万、附帯工事で1,100万の増というふうなのがざっぱな意味での経費の負担増というふうになってます。

○議長

高幣君。

○7番

意味ちょっと違うんですが、いわゆるこれ、省エネ型というんですか、いわゆる節約型のものが入ってるんですよ。そういう意味で、幾らぐらい経費的に安くなるのか、維持経費が。それを聞いているんですが。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、申しわけありません。LEDについては、ちょっと手元のほうに持ってないんですけども、エアコンのほうにつきましては、イニシャルで11万、ランニングで年間100日という想定で、124万程度の効果があるというふうな、そういう試算はしてます。

○議長

ちょっと待って。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

申しわけありません。LEDに変えることによる効果については、ちょっと先ほど申し上げましたように、いま、手元に持っておりませんので、ちょっと休憩いただけたら、また説明させていただきます。後でよろしいですか。

○議長

井戸君。

○1番

では、ちょっとね、すごいわかりづらいので、この提案理由から書いてある仮設渡り廊下の設置、ガス機器から電気機器への変更及びLED照明の変更で、それぞれがお幾らかかるのかというのをちょっと教えてほしいのと、それから、このガス機器から電気機器というのがちょっと情報が交錯しておりまして、一体どれのことか具体的にちょっと教えてほしいです。それ、とりあえずお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。かなりいろんなところで細かく言えば追加変更してますんで、主なものだけでよろしいでしょうか。

例えば、変更部分で言いますと、防火シャッターの関係で、平成25年度分については200万程度。それから、仮設の渡り廊下を保護者のほうからつけるよう要望されましたんで、これで157万程度です。これは、26年度では208万ということで、合わせて360万程度の追加になります。あと、主なものとしましては、黒板や掲示クロスの更新で360万円、これはなぜかといいますと、実際に入ってみますと劣化が激しかったということの理由です。あと、ガスファンヒーターの件につきましては、エアコンも含めて電気式に変えたということで、当初ではガスということであったんですけども、これを電気に変えたということで、設備の追加変更で、平成25年度分で308万の追加になってます。主なものはそのようなものですね。あと細かく、詳細に追加変更がございまして、それはちょっと省略させていただきたいというふうに思

います。

○議長

井戸君。

○1番

確認ですけども、先ほどの防火シャッター、黒板と、エアコン、ガス、LED照明が1,000万は先ほどの、さっき言ったやつですね。エアコンガスがお幾らでしたか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ガスをエアコンにすることでの追加というのは、ほとんど相殺できるような状況でございます。

○議長

山口君。

○6番

これ、事前に何か文教委員会あったよね。そこで説明したとおりに変わってるといいますか。説明あったね。そのとおりに変わってるといいますか。それ以上じゃないよね。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これについては、3月議会のときに説明させてもらったと思いますので、そのときは3,500万程度の変更やったんですけども、その後、2期工事が進行する中で、新たに追加したのが230万ぐらいあったというふうなことで、3,780万になってます。

○議長

山口君。

○6番

それとね、この提案理由がね、日本語的には非常にわかりづらいから、前も言ったことあると思いますけど、金額まで書けとは言いませんから、もうちょっと丁寧にね、書いていただかないと誤解を生むんですよね。町の提案説明、ちょっと乱暴なときがたまにあるので、せめて午前中の町税条例ぐらい詳しくですね、書いてもらうようにしていただければと思います。これは要望しておきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第30号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いましたが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第11 同意第2号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

同意第2号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 浦野育三は、平成26年7月23日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成26年6月10日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町初香台3丁目4番19号

氏 名 浦野育三

生年月日 昭和11年2月22日

以上でございます。

○議 長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をいたします。

皆様御承知のように、公平委員の職務は、地方公務員法第8条に明記されているとおり、職員の給与、勤務時間、勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、そして必要な措置を講ずるとともに、職員に対して不利益処分についての不服申し立て等に対する採決、そして決定するという重要な役割を持った役職でございます。

浦野育三氏は、平成22年7月24日より町公平委員として御活躍いただいております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、今後も公平委員として御活躍いただきたいと考えておりますので、議員各位の御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより同意第2号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決しました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成26年6月10日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴237

氏 名 塩野善彬

生年月日 昭和17年12月19日

以上でございます。

○議 長

町長の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

塩野善彬氏は、平成23年10月1日より人権擁護委員として御活躍いただいているところでございますが、平成26年9月30日で任期満了となります。引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推せんするに当たり、議員各位の御意見をいただきますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時16分)